

## 4 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係)

### 4-1 景観計画区域(景観モデル地区を除く。)における行為の制限

#### ■届出対象行為(法第16条第1項の規定による届出を要する行為。以下同じ。)

景観計画区域内(景観モデル地区を除く。)においては、建築物の建築等、工作物の建設等、屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積、土石の採取・鉱物の掘採で、大規模なもの(以下「大規模行為」という。)について、届出対象行為とする。

詳細は別表2(P83)に示す。

#### ■景観形成基準(法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準。以下同じ。)

別表3(P85)のとおりとし、背景保全地区内においては、別表8(P108)の基準にも適合するようとする。

また、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、別表1(P73)のとおりとする。

### 4-2 景観モデル地区における行為の制限

#### ■届出対象行為

景観モデル地区内においては、建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積、土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓について、届出対象行為とする。

詳細は別表4(P87)に示す。

#### ■景観形成基準

- ・吉備高原都市景観モデル地区 別表6(P90)のとおりとする。
- ・渋川・王子が岳景観モデル地区 別表7(P99)のとおりとする。

### 4-3 背景保全地区における行為の制限

#### ■事前指導対象行為

背景保全地区内においては、大規模行為について、事前指導対象行為とする。

#### ■事前指導基準

別表8(P108)のとおりとする。